

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004 (抄)

平成 16 年 6 月 4 日
閣 議 決 定

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

(4) 包括的かつ抜本的な税制改革

- ・ 経済社会の活性化、持続可能な社会保障制度の確立、真の地方分権と行革の推進、基礎的財政収支の改善、グローバル化の下での競争力強化等の視点に立ち、「平成 16 年度与党税制改正大綱」(平成 15 年 12 月 17 日)も踏まえ、相互に関連する税制改革案を包括的かつ抜本的に検討し、重点強化期間内を目途に結論を得る。
- ・ 産業の競争力強化のための研究開発、設備投資減税の集中・重点化の効果を検証し、引き続き、今後の法人課税の在り方を税制改革の中で検討する。
- ・ 貯蓄から投資への流れを加速するため、金融所得に対する一体的課税について、早期の実現を目指し、平成 16 年度中に検討を行う。併せて、納税者番号制度をはじめ納税環境整備を進める。

5. 「持続的な安全・安心」の確立

(1) 社会保障制度の総合的改革

(社会保障の一体的見直し)

- ・ 社会保障制度全般について、広く有識者の参加も得つつ、一体的な見直しを開始する。平成 16 年中に、社会保障制度の国民生活における基本的役割、その持続可能性、経済や雇用との関係、家族や地域社会の在り方を踏まえ、中長期的な観点からの社会保障給付の目標、税・保険料の負担や給付の在り方、公的に給付すべき範囲の在り方、各制度間の調整の在り方、制度運営の在り方等の課題についての論点整理を行い、重点強化期間内を目途に結論を得る。
- ・ 国民の利便性向上、事業効率化に向けて、保険料の徴収体制及び社会保険庁の在り方を見直す。
- ・ 社会保障制度を国民にとって分かりやすいものとするとともに、個々人に対する給付と負担についての情報開示・情報提供を徹底する。

第 3 部 経済財政運営と平成 17 年度予算の在り方

1. 経済財政運営の考え方

(2) 中期的な経済財政運営の在り方

- ・ 本基本方針の施策を着実に実行し、重点強化期間において、デフレからの脱却を確実なものとしつつ、人口減少や国際環境の変化など新たな条件の下での成長基盤の重点強化を図る。
- ・ 歳出改革路線を堅持し、「改革と展望」に沿って、平成 18 年度 (2006 年度) までの政府の大きさ (一般政府の支出規模の GDP 比) は平成 14 年度 (2002 年度) の水準を上回らない程度とすることを目指す。また、平成 18 年度 (2006 年度) までに、国と地方双方が歳出削減努力を積み重ねつつ、必要な行政サービス、歳出水準を見極め、また経済活性化の進展状況および財政事情を踏まえ、必要な税制上の措置を判断する。
- ・ さらに、平成 19 年度 (2007 年度) 以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を行うと同時に民間需要主導の持続的成長を実現することにより、2010 年代初頭における国と地方合わせた基礎的財政収支の黒字化を目指す。